# 告示

**○総務省告示第十五号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十五日

総務大臣　川端　達夫

| | |
|---|---|
| 一　名称 | 平成二十三年度日米豪共同訓練（グアム）実施部隊 |
| 二　国外派遣期間 | 平成二十四年一月二十六日から平成二十四年三月五日まで |
| 三　派遣人数（概数） | 三百三十人程度 |
| 四　派遣地域 | アメリカ合衆国グアム |

**○総務省告示第十六号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十五日

総務大臣　川端　達夫

| | |
|---|---|
| 一　名称 | ハイチ派遣国際救援隊 |
| 二　国外派遣期間 | 平成二十四年一月三十一日から平成二十五年一月三十一日まで |
| 三　派遣人数（概数） | 三百二十人程度 |
| 四　派遣地域 | ハイチ共和国 |

**○総務省告示第十七号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十五日

総務大臣　川端　達夫

一　許可年月日　平成二十四年一月二十五日

二　施行年月日　平成二十四年四月一日

三　変更内容

㈠　第四条第二項中「、第四号」を削り、「鳥取県」を「、鳥取県」に改め、「、同項第一号（同項第七号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第七号に掲げる事務にあっては徳島県に係るものを」を削る。

㈡　別表総務費の部第四条第一項第七号に規定する事務に係る人件費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

㈢　別表に企画調整費の規定を加える。

㈣　別表事業費の部第四条第一項第四号に規定する事務に係る経費の項中「和歌山県」の次に「、鳥取県」を加え、同部第四条第一項第七号に規定する事務に係る経費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

**○政治資金適正化委員会告示第四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年一月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 |
|---|---|---|
| 四〇八六 | 二四、一、六 | 尾本　憲彦 |
| 四〇八七 | 二四、一、六 | 郷原　玄哉 |
| 四〇八八 | 二四、一、六 | 田代　和生 |
| 四〇八九 | 二四、一、六 | 清野　淳子 |
| 四〇九〇 | 二四、一、六 | 古川　彰 |
| 四〇九一 | 二四、一、六 | 兒玉　和敏 |
| 四〇九二 | 二四、一、六 | 嶋田　昌史 |
| 四〇九三 | 二四、一、六 | 鈴木　厚子 |
| 四〇九四 | 二四、一、六 | 藤本　剛功 |

**○法務省告示第二十七号**

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年二月十一日から効力を生ずる。

平成二十四年一月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

青森県青森市長

**○法務省告示第二十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年一月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表株式会社三峰及び浜松鉄工株式会社の項を削る。

第二号ロの表マルワ商店の項中「マルワ商店」を「株式会社マルワ」に、「大阪府大阪市西成区長橋三―二―十九」を「大阪府大阪市西成区長橋三丁目二番十九号」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 三栄鋼管株式会社 | 埼玉県川口市大字安行原字根谷八百十四番 | 機械加工 |
| 株式会社三峰 | 埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番四十六 | 機械加工 |
| 株式会社興信建設 | 東京都杉並区成田西三丁目二番四号 | 型枠施工 |
| 株式会社山口建興 | 東京都小平市小川町一丁目四百六十二番地の三 | 型枠施工 |
| 株式会社堀川製作所 | 富山県南砺市北野二千百二十八番地 | 金属プレス加工 |
| 浜松鉄工株式会社 | 静岡県磐田市下本郷七百一番地 | 機械加工 |

**○法務省告示第二十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ＧＦグローイング | 福島県西白河郡矢吹町東堤八十六番地 |

畜産農業

**○法務省告示第三十号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

第二号の表テイクカッティングの項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| サクラ | 岐阜県岐阜市茜部新所一―二百四十一 | 婦人子供服製造 |
| ファッション辻有限会社 | 岐阜県本巣郡北方町芝原西町三丁目七番地 | 婦人子供服製造 |

**○厚生労働省告示第三十号**

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十四年一月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の十三・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十五・五

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十六・五